

180 日

効果的

## 通話録音装置を 無償で貸与します

- ✿ 今お使いの固定電話に取り付けるだけ
- ✿ 難しい設定や操作はなし
- ✿ 通話内容を録音
- ✿ 相手に警告する自動音声機能



特殊詐欺の犯人は、音声録音され、証拠が残ることを嫌います。防犯機能付電話機等を利用していることがわかると、電話を「切る」傾向があります。

## 町内の 65 歳以上の高齢者世帯が対象

日中、高齢者のみとなる世帯も対象となります

申込は令和 7 年 3 月 31 日までに、申請書をご提出ください

町健康課が実施している「みまもりホットライン事業」の機器とは併用できません。

- ・着信時に「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が録音されます。」といった音声がかかります。
- ・一度利用された方の再申請はできません。
- ・お使いの電話回線、電話機等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・お申し込み時点で機器をすべて貸与している場合は、予約扱いとなります。

大山崎町（大山崎町消費者安全確保地域協議会）通話録音装置無償貸与  
申 込 書

申込日 令和 年 月 日

カガナ

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

住所 大山崎町字 \_\_\_\_\_ 小字 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

下記事項に同意のうえ、申し込みをお願いいたします。

【同意事項】

- ①通話録音装置は、大山崎町職員が、利用者のご自宅にお伺いのうえ設置し、貸与期間終了後は撤去作業を行います。
- ②申込時点で貸与台数を満たしている場合は、先の利用者が返却後に貸し出すための予約扱いとします。
- ③お使いの電話回線等の理由により、通話録音装置が正常に作動しない場合は、利用者決定を取り消します。
- ④通話録音装置利用に係る電気代は利用者の負担となります。
- ⑤通話録音装置設置後に対象者でないことが確認された場合は、通話録音装置を撤去します。
- ⑥利用者の過失により、通話録音装置が故障した場合は、修理費用を負担していただく場合があります。
- ⑦利用者の個人情報、本事業の事務の執行及び消費者被害防止のための見守り活動に繋げるため、大山崎町消費者安全確保地域協議会の構成団体内（町経済環境課、町健康課、町民生児童委員協議会、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、京都府向日町警察署、京都府乙訓保健所、京都府消費生活安全センター）で共有します。

令和7年3月31日までに下記まで申し込みください。

【郵送又は持参での申し込み】

〒618-8501

大山崎町字円明寺小字夏目3番地 大山崎町経済環境課農林商工係 宛て

【FAXでの申し込み】

FAX：956-0131 大山崎町経済環境課農林商工係 宛て